



2023年9月1日

各 位

上場会社名 東京産業株式会社
代表者 代表取締役社長 蒲原 稔
(コード番号 8070 東証プライム)
問合せ先責任者 執行役員管理本部長 田中 直之
(TEL 03 - 5203 - 7690)

役員報酬B I P信託および株式付与E S O P信託への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2023年9月1日の取締役会決議により、役員報酬B I P信託および株式付与E S O P信託への追加拠出に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年9月22日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 145,900株
(3) 処分価額	1株につき 838円
(4) 処分総額	122,264,200円
(5) 処分予定先	・ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口) 135,800株 ・ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口) 10,100株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、役職員を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることおよび当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図ることを目的として、役員報酬B I P信託（以下「B I P信託」という。）および株式付与E S O P信託（以下「E S O P信託」といい、B I P信託と併せて「本制度」という。）の導入を決議済です。

本自己株式処分は、本制度の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約および株式付与E S O P信託契約（以下「本信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社役職員に交付を行うと見

込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 28,678,486 株に対し 0.51% (小数点第 3 位を四捨五入、2023 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 262,984 個に対する割合 0.55%) となります。

【本信託契約の内容】

	B I P 信託	E S O P 信託
信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)	
信託の目的	役職員に対するインセンティブの付与	
委託者	当社	
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を充足する者	従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者	
信託契約日	2015 年 9 月 16 日 (2023 年 9 月に信託契約変更)	2015 年 3 月 11 日 (2023 年 9 月に信託契約変更)
信託の期間	2015 年 9 月 16 日～2027 年 8 月 31 日 (予定)	2015 年 3 月 11 日～2025 年 12 月 31 日 (予定)
議決権行使	行使しないものとします。	受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日 (2023 年 8 月 31 日) の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における当社株式の終値である 838 円としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議日直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上